

社会福祉法人 ひまわり会
役員等の報酬規程

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、理事、監事を言う。

- 2 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(基本原則)

第3条 役員等は定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 役員等の報酬等は、法人本部予算の中から支払うものとする。

(報酬等の限度額)

第4条 報酬等の各年度の総額は、次の各号の限度額を超えてはならない。

- (1) 理事 … 100万円
- (2) 監事 … 30万円

(報酬の体系)

第5条 役員等の報酬等は、会議報酬（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等）、研修報酬、監事監査報酬とし、その他理事長から命じられた業務等で構成する。

- 2 会議報酬、研修報酬は、役員等が会議及び研修等に出席するときに支給する。
- 3 監事監査報酬は、監事が監査を行ったときに支給する。
- 4 役員等が会議及び研修に出席する日以外の日に、法人及び施設運営の業務を理事長から命じられたときに報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第6条 役員等の会議出席報酬、研修報酬、監事監査報酬等は、別表1のとおりとする。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬の上乗せはないものとする。

- 2 会議報酬及び監事監査報酬は当日現金で支給する。
- 3 研修報酬は、研修終了後速やかに現金で支給するものとする。

(役員等の勤務報酬)

第7条 理事長が、理事会及び評議員会出席以外の日に、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会出席以外の日に、理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務職員)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(退任慰労金)

第9条 役員等に対する退任慰労金(餞別)は、別表3により支給するものとする。

2 在任期間の計算が役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月がある場合、6ヵ月以上は切り上げ、6ヵ月未満は切り捨てるものとする。

(改正)

第10条 この規程の改廃は、ひまわり会の評議員会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月19日(定時評議員会の開催日)から施行する。

この規程は、平成30年2月23日から施行する。

この規程は、令和元年6月13日(定時評議員会の開催日)から施行する。

(旧規程の廃止)

平成26年4月1日施行の「役員費用弁償規程」は、平成29年6月18日をもってこれを廃止する。

別表1 会議出席報酬(日額)

役職名	報酬額	会議の名称
理事長	10,000円	理事会
理事	8,000円	評議員会
監事	8,000円	評議員選任・解任委員会
評議員	8,000円	検討委員会等
評議員選任・解任委員	8,000円	監事監査業務
苦情解決第三者委員	5,000円	苦情解決第三者委員会

別表2 業務報酬(日額)

名称	報酬額
理事長業務報酬	8,000円
理事業務報酬	

別表3 退職慰労金(銭別)

在任期間	銭別金額	在任期間	銭別金額
1ヵ月～1年未満	5,000円	3年～4年未満	20,000円
1年～2年未満	10,000円	4年～5年未満	25,000円
2年～3年未満	15,000円	5年以上	30,000円